

令和5年度 美濃地区学校図書館教育推進事業 実施要項

美濃地区教育推進協議会

1 趣旨

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである。このことに鑑み、美濃地区の各小・中学校の学校図書館が、家庭や地域と連携を図りながら、校内の心のオアシスとなり、学校図書館の3つのセンター的機能※を高めることを願い、本事業を実施する。

※3つのセンター的機能・・・読書センター、学習センター、情報センター

2 主催

美濃地区教育推進協議会、美濃教育事務所

3 事業内容

(1) 推進校の指定

- ①美濃地区教育推進協議会は8年間をめどとして管内全ての学校を一度は推進校として指定する。なお、実態に応じて複数回の指定も可とする。
- ②推進校は、学校の実態や願いに応じて主体的な取組を行う。

(取組例)

- ・子どもの読書意欲を高める取組の工夫
 - ・様々な領域の本に親しめる子どもを育てる取組の工夫
 - ・授業での図書館利用を進めるための工夫
 - ・図書館ボランティアの協力による読書指導の工夫 など
- ③推進校は、指定書を受け取った年度から2年間の取組を行う。
 - ・指定1年目には8～12月頃に美濃教育事務所の担当指導主事に訪問を要請し、助言を受けることができる。
 - ・指定1年目の2月に行われる表彰式にて、1年間の自校の取組を発表・交流する。
 - ・指定2年目には、10月頃に実施する一次審査を受ける。
 - ・一次審査には、近隣の学校関係者(図書館整理員や地域ボランティアを含む)の参加も積極的に促し、実践の普及の機会とする。
 - ・推進校には、指定2年目に審査資料代を交付する。(令和2年度より10,000円)

(2) 優秀校の表彰

- ①推進校の一次審査には、美濃教育事務所の担当者(学校教育担当)が出席し、指導・講評を行う。なお、審査は2名で行い、指導・講評はそのうちの1名が行う。
- ②推進校の一次審査の内容と、県が実施する図書館実態調査のデータを総合的に判断し、優秀校を選定する。
- ③優秀校の中から、審査員による本審査(二次審査)を行い、最優秀校を決定する。
- ④本審査(二次審査)の審査員は、教育長会長、美濃教育事務所長、代表校長、担当者(学校教育担当と学校地域連携係担当)があたる。(候補日：令和5年11月24日(金))
- ⑤その他、表彰にかかわる規定は、別に定める。

(3) 美濃地区の全小・中学校への支援

- ①推進校の優れた実践を美濃地区の全小・中学校に紹介し、学校図書館教育の充実を図る。
- ②学校図書館の整備と活用を図るための情報を積極的に発信し、各学校における図書館利用計画や読書指導計画、蔵書の整備計画、読書記録や図書館利用記録等の作成を支援する。

4 その他

- ・この実施要項に定めるもののほか、図書館教育推進事業に係る必要事項は、美濃地区教育推進協議会において定める。
- ・図書館推進教育を実施するにあたって、「岐阜県子どもの読書活動推進計画(第四次)」を参考にする。HP アドレス <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/2083.html>